平成２２年（フ）第３２７８号
福岡県朝倉市堤1461番地１
破産者　中富　幸江
１　決定年月日　平成23年７月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８７号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷1590番地16
破産者　山本　幸生
１　決定年月日　平成23年７月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４５号
盛岡市玉山区好摩字上山37番地１、開始決定時の住所青森市浪岡大字浪岡字佐野31番地17
破産者　工藤　輝俊
１　決定年月日　平成23年７月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第４８３号
秋田市桜ガ丘１丁目13番地３
破産者　千葉　広則
１　決定年月日　平成23年７月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４４号
秋田市泉中央４丁目６番11号
破産者　大塚　佳樹
１　決定年月日　平成23年７月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５８号
秋田市飯島西袋３丁目９番１号
破産者　佐藤　征彦
１　決定年月日　平成23年７月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４１号
秋田市泉三嶽根15番35号
破産者　相川　伸男
１　決定年月日　平成23年７月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２４９号
神奈川県藤沢市鵠沼藤が谷１丁目９番３―103号
破産者　内藤　徹
１　決定年月日　平成23年７月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６３号
神奈川県藤沢市善行６丁目８番２―302号
破産者　澤野　良平
１　決定年月日　平成23年７月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３４号
神奈川県大和市深見東１丁目４番15号　エクセレンススクエア205号
破産者　佐藤　　圭
１　決定年月日　平成23年７月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５９２号
愛媛県松山市勝山町２丁目12番地３　アルファステイツ勝山通り405号
破産者　松本　　司
１　決定年月日　平成23年７月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５４４号
熊本県水俣市栄町１丁目６番15号
破産者　陳之内　徹
１　決定年月日　平成23年７月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第９３８号
熊本市植木町投刀塚４番地
破産者　古谷　秀雄
１　決定年月日　平成23年７月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７９号
大分県日田市大字三和825番地
破産者　塚田　豊子
１　決定年月日　平成23年７月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２２年（フ）第２４３８号
福岡市中央区輝国１丁目４番12号
破産者　宮本　延幸
１　決定年月日　平成23年６月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９９０号
熊本市長嶺西３丁目２番５号
破産者　本田　民男
１　決定年月日　平成23年７月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第９０８２号
大阪府交野市星田山手１丁目５番22号
破産者　太田　　均
１　破産債権の届出期間　平成23年７月29日まで
２　一般調査期日　平成23年９月８日午後３時30分
平成23年７月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８号
北海道常呂郡訓子府町西幸町16番地　幸栄団地11号
破産者　関　　佳子
１　破産債権の届出期間　平成23年８月３日まで
２　一般調査期日　平成23年９月６日午前11時
平成23年７月４日
釧路地方裁判所北見支部破産係